

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15002
S24312
SI6009

③施設名等

名称：	茨城育成園
施設長氏名：	深谷 賢一
定員：	47名（本体35・小規模12）
所在地（都道府県）：	茨城県
所在地（市町村以下）：	筑西市茂田1735-1
T E L：	0296-22-4649
U R L：	http://www.keiikukai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1950/5/5
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 慶育会
職員数 常勤職員：	31名
職員数 非常勤職員：	3名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（イ）	看護師・保健婦
上記専門職員の人数：	1名
専門職員の名称（ウ）	保育士
上記専門職員の人数：	18名
専門職員の名称（エ）	管理栄養士、栄養士
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（オ）	教員
上記専門職員の人数：	6名
専門職員の名称（カ）	臨床・認定心理士
上記専門職員の人数：	2名
施設設備の概要（ア）居室数：	学齢児童）1人部屋14室/2人部屋5室 幼児）4人部屋和室2室/3人部屋1室
施設設備の概要（イ）設備等：	各ユニット）別玄関/LDK/トイレ2室/脱衣所・ユニットバス/洗濯室/ プレイルーム1室 北南各棟）職員室・相談コーナー・当直室・静養室・（トイレ・洗面 付）/OMソーラーで熱循環
施設設備の概要（ウ）：	親子訓練ユニット2室（1DK・バス・トイレ）/保育ユニット（別玄関・ 保育室・午睡室・幼児トイレ）/衣類・布団乾燥機・ショートステイ 室（定員1名）
施設設備の概要（エ）：	管理棟）小会議室/応接室/資料室/医務室/面会室/心理室2室/共用ト イレ・男女トイレ・身障者トイレ/地域交流スペース/器具庫/外部収 納

④理念・基本方針

法人）「くらし いきいき」法令を遵守し、地域福祉を基本におき、地域にお住まいの方や障害をお持ちの方、また支援が必要な方に寄り添い、一人ひとりがその人らしい生き生きとした暮らしができるよう豊かな心と強い信念をもって総合的な支援にあたり、誰もが安心して暮らせる福祉サービスを目指します。

施設）社会的養護を必要とし、大きな生き辛さや困難を抱え措置されてくる子どもたちのために、最善の利益を第一とし、配慮された生活体験を基本に、将来に向けて子どもたちの生活を豊かに育んでいかなければならない。そのためにも、衣食住などの基本的生活習慣に重点を置き、子どもたちの心の癒しや自己肯定感回復のために、専門的・心理的ケアができるよう検証・研鑽し、安心・安全・安定を図り、自立支援や家庭再構築に導けるように努める。

⑤施設の特徴的な取組

①月に一度、クリーン作戦として、周辺のごみ拾いを子どもたちと実施、市の一斉クリーン作戦にも参加。市内2ヶ所で花壇と公園の除草作業を実施。

②職員より毎月100円を募り、物品寄付などをして、地域に還元している。

③青少年相談員を引き受け、他に生徒相談機関連合会議・いじめ問題対策連絡会議にも参加し、見回り活動や地域との連絡に努めている。

④民生委員や児童委員の視察研修は積極的に受け入れ、社会的養護を必要とする子どもたちへの理解と施設の機能説明、国の動き、里親の宣伝などもしている。

⑤人材育成のため、自己啓発ノートを配布し、個人が研修履歴をわかるようにしている。

⑥人材確保のため、ボランティアの他にもインターンシップを受入れ、施設の理解を図るとともに、実習生は丁寧に受入れている。

⑦地域小規模児童養護施設に関しては、自治会に参加しており、冠婚葬祭以外は、すべて参加している。

⑧厨房は設けず、職員が各ユニットのキッチンで調理し、家庭に近い食事の提供方法をとっている。

⑨兄弟・親子で当法人の事業所を利用する方もおり、連携したり、支援の継続ができる土台がある。

養育形態としては、少しでも家庭養育に近づけようと考えているため、地域小規模児童養護施設2か所も含め6グループに分かれているが、性的課題の大きい児童もいるため男児のみ、女児のみのグループはあるものの、4グループは男女混合で生活しており、居室はもちろん別になるが、兄弟姉妹を同じ空間で養育できる配慮をしている。

施設の中で学ばせなければならないことも多いが、時に失敗することはあるものの、施設の中だけで完結しないよう、地域の子どもたちと遊んだり、アルバイトを積極的に勧めたりすることで、地域や社会のルール等を意図的ではあるが、自然な形で学ぶ機会をある程度保証している。ただし、半数はグレーゾーンの児童が占めているので全員とは言えないが、特別な配慮の必要な児童であっても、職員が同行したり、関係機関と連携したりしながら、次のステージに上がることを考え、様々な経験をさせている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/8/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/4/5
受審回数	2回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

□特に評価の高い点

中・長期的なビジョンとして、5年を目途とした短期計画や10年を目途とした長期計画が明確にされている。毎日のミーティングや会議において、遵守すべき法令について具体的に話をして全職員への周知を図っている。特に権利擁護についての周知には力を注いでおり、児童虐待についての研修は毎年1回以上実施し、施設長自らが職員の模範となる姿勢を示しながら周知を図っている。子どもを尊重した養育・支援を事業計画に明示し、職員倫理要領や職員行動規範などに具体的に示し、職員共通理解のもとで子どもを尊重した養育・支援を実施している。家庭の養護推進計画をふまえて建物が新しくなり、ユニット形式でプライベートが確保され、より家庭に近い環境の中で養育・支援が行われている。自治会（子どもたちの会）の取り組みとして、子どもからの意見→職員間で検討→自治会に結果を知らせる→子どもたちの同意が得られなければ再度職員間で検討→自治会で再検討、の仕組みがあり、子どもと職員が納得した上で具体的な改善に繋げる仕組みがある。入所時には権利ノート等を用いて幼児にもわかりやすい言葉で説明しており、さらに生教育や新学期はじめ（年3回）の施設長講話等を通してそれぞれの権利について説明している。体罰・虐待の防止として、職員行動規範に明記して全職員が厳守している。被措置児童等の権利擁護・虐待根絶のための研修会の受講や施設長からの訓示、権利擁護チェックリストによる振り返り等を通して体罰等のない養育・支援を徹底している。第三者委員が年3～4回来園して内部調査を実施している。食事は栄養士の管理のもとに、各ユニットごとに調理提供し、子どもにより家庭的な雰囲気を感じさせている。臨床心理士による心理療法や栄養士によるリーディングケア等の実施等にあたり、積極的に支援の現場に入り担当と共に話し合う場がつけられている。

□改善を求められる点

施設からのお知らせだけでなく、子どもや親に分かり易い事業計画等を配布し、中・長期の計画を理解してもらうことと、養育・支援の過程においてのルールについて分かり易く文書化し、周知することを期待するとともに、保護者等との関わりを深め、親子関係の再構築に向けたより一層の支援を期待する。職員の育成及びキャリアアップのための指針として、現在、自己啓発ノートが用いられているが、人事考課のシステムの導入により客観的に技量を評価分析することにより、個々に応じた教育、研修の実施やキャリアパスに基づき、資格取得を応援していくことを期待する。自立支援計画書におけるアセスメントの手法を確立し、子ども一人ひとりの具体的なニーズの把握方法を明確にして、客観的な評価に基づく自立支援計画になるよう期待する。実習生担当職員の指導者としての研修を受講することを期待する。今後においては、地域の専門的資源として計画している児童家庭支援センター等、施設の機能を地域に開放していけるよう期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

改善が求められる点では、前回と似た評価になってしまったが、人事考課やキャリアパスについては、導入に向けて具体化してきているので、次回までに導入できると考えている。また、子どもや親への分り易い事業計画の周知の方法やアセスメントの手法の確立についても、他施設に学んだり、研修等に参加しながら確立して行く。

前回受審後、毎年自己評価を行っていたが、比較してみると評価の高い項目も多くあったもののトータルでは、自分たちが行っていた自己評価よりも厳しい評価となってしまった。しかし、養育の質の担保のために行っていることなので、しっかり受け止め養育の質の向上に努めていきたい。また、児童福祉に限らず、近年、社会福祉全体が大きな変革を見せているので、必要とされる施設となれるよう努力していきたいと考えている。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	□理念、基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	□理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
法人の事業計画やホームページに基本理念を明示し、基本理念に基づいた事業方針や職員倫理要領、職員行動規範等が定められている。入所時に施設のルールをわかりやすく記した文書で子どもや保護者に伝えている。		

1

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	□子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	□定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
児童養護を取り巻く県や地域の状況をきちんと把握し、定員の適正化等を検討している。家庭的養護推進計画は2年前に職員に周知しており、養護施設入所児童の推移や一時保護、市町村とのショートステイ契約など、全体的な経営状況は法人と連携して把握・分析している。地域での会議に参加し、子どもに関する状況把握に努めている。また職員へは施設長が、具体的に例を上げて経営面での話をわかりやすく説明している。「いじめ防止対策委員会」に出席したり、近隣の行政との連携、県で策定された家庭的養護推進計画等により、社会福祉事業全体の動向を把握している。		

2

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	□経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

3

【コメント】

事業計画において経営環境や養育・支援の内容（コスト分析や利用率の分析）、人材育成等の現状分析の結果、課題を明確にし、具体的な取り組みをしている。法人内に事業に関する専門部会（経営企画室）を組織し、常時検討を行っている。幹部職員を中心に、毎年課題をまとめることを行っており、職員全体で現状を把握し課題を共有することに努めているが、措置制度下での職員の意識向上を期待する。

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

4

【コメント】

平成27年度に策定された家庭的養護推進計画15か年計画に基づき、短期計画(5年を目途に)として施設内小規模ユニットケアをオールユニットに、中期計画として(10年を目途に)定員を30名への改定や里親の開拓、長期計画(15年を目途に)としてファミリーホームの開設支援や児童家庭支援センターの開設などの計画を明確にしている。経営企画室で毎月定例会議を開催して見直し、検討している。児童家庭支援センターの受任等、里親支援で里親の開拓を目指すとともに、専門性を外部に発信するため、センター化も視野に入れている。

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	□単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
	□単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

5

【コメント】

単年度の事業計画はショートステイの受け入れなど具体的な内容となっている。事業目標として、児童自立支援や食育、生い立ちの整理、学校と施設の関わり等6つの項目に分け、具体的に示している。事業計画に沿った報告は、事業計画にまとめられているが、更に法人全体だけでなく、施設としての具体的成果を、図表等や数値等でまとめられることが望まれる。単年度事業計画に法人として策定した中・長期計画を進める具体的な取り組みについて(会議開催回数など)の明確化に期待する。

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	☐
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	☐
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	☐
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	☐
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。	☐

6

【コメント】

毎年2月期に、担当者が各部署からの意見を取りまとめて全体化し、施設長で構成される事業部会で法人として策定されている。事業計画は次年度の計画を一般職員で話し合い主任に提出、3月初旬に施設長を含む幹部職員で検討する手順が定められており、事業計画は手順に従って作成されている。見直しや修正は随時行っており、施設長会議では他の事業所とも意見交換をしながら見直し検討をしている。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすい工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

7

【コメント】

事業計画について子どもや保護者への周知は、保護者会もなく難しい状況にあるが、行事計画は保護者等に送付したり、子どもへは自治会で口頭で知らせている。現状では行事計画としての事業計画となっており、ホームページにて自由に閲覧できることとなっている。目標と計画としてより分かり易く伝えられる方法として関係者用のページ作成等が望まれる。また事業計画を子どもに分かりやすく説明した資料の作成と説明の機会を設ける等、周知・理解に向けた工夫を期待する。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	☐
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	☐
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	☐
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	☐

8

【コメント】

第三者評価の定期的な受審や自己評価を行う事で、取り組める事や課題の分析・検討をし、養育・支援の質の向上に向けた取り組みを実施している。日々の業務の中でOJTも活用している。

②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○
【コメント】		
第三者評価以外にも、年1回定期的に自己評価を実施し、評価結果を分析・検討した結果による課題を文書化して事業計画に明示するとともに、課題の解消に向けた取り組みを、職員間で共有している。		

9

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○
【コメント】		
施設長の役割は法人組織図に明確に表記されている。施設内及び職員に対しては、職員会議や毎日の朝礼等で自らの役割や権利擁護、事故対応、その他法人の経営や施設の今後の方向性などを伝えている。養育・支援の向上にリーダーシップを発揮し努力している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
【コメント】		
法令の遵守は法人としての理念でもあり、法人としても取り組んでいる。毎朝のミーティングや会議において、遵守すべき法令について具体的な話をして全職員への周知を図っている。特に権利擁護についての周知には力を注いでおり、児童虐待についての研修は毎年1回以上実施し、施設長自らが職員の模範となる姿勢を示しながら周知を図っている。		

10

11

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			12
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○	
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○	
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○	
	□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○	
【コメント】			
法人主催の研修以外にも、自施設内での独自の研修を年4回実施し、より支援の現場に即した研修体制を作っている。施設長は自らの専門性を活かし、子どもの養育・支援の質の向上に意欲的に取り組んでおり、具体的な取り組み内容を処遇事項として明確にするとともに、事業計画に明示して全職員に共有を図っている。第三者評価、自己評価の実施や年1回以上職員の意見を聞く機会を設け、養育・支援の質の向上に努めている。			

			13
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○	
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○	
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○	
【コメント】			
経営法人の事業部を担い、経営者への意見具申等も行っている。多機能複合法人であるため、職員の人事や業務改善の調整は施設としては困難となっているが、事業計画作成時に法人の素案作りに関わり、経営の改善や業務の実効性の向上を目指した話し合いを行っている。業務の実効性を高めるために、業務における職員の意見は主任を通して統括主任に伝えられ、最終的には施設長に届くような具体的な体制を構築して施設長自らがその活動に参画するとともに、施設長が中心となり経営企画室を作り経営改善を図り、ストレスチェックや職員を確保し業務の軽減を図るなど、働きやすい環境作りに取り組んでいる。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果	14
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b		
	□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○		
	□養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○		
	□計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	○		
	□法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○		
	□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	○		
【コメント】				
人材確保については施設長の意見を取り入れながら、法人の総務部が中心となり、福祉の仕事説明会に参加して、広く人材を求める取り組みをしている。新人育成は3ヶ月間新採ノートを活用し、年6回の研修を行っている。その他研修計画に基づき育成を行っている。				

②	15 総合的な人事管理が行われている。	c	15
	☐ 法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	☐	
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
	☐ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい		

【コメント】

職員一人ひとりの育成は、管理者等の面接を実施し、目標を決めていくようになっているが、個別の評価とはなっていない。人事考課のシステムによる、課題設定及び評価が組織として定期的に行われるよう期待する。資格取得についての内規はあるが、職員自らが能力や資質の向上のための資格取得等が目標となれるようなキャリアパス制度導入を期待する。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	16
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐	
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐	
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐	
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。	☐	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐	
	☐ 人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐	

【コメント】

特別休暇や有給休暇の取得、定時退勤を勧めたり、心のケア（精神面での相談）等を実施して働きやすい環境づくりに取り組んでいるほか、資格取得研修への手当て化や職員親睦旅行、職員交流会の実施、誕生月の休暇取得等の福利厚生を実施しているが、職員の希望を取り入れた福利厚生の検討を期待する。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	17
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	☐	
	☐ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。		
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐	

【コメント】

職員倫理綱領、職員行動規範に法人としての職員像を明確にしている。目標を持って仕事ができるよう、年度当初に自分の公約を設定し、中間で面接を行い、年度末に振り返りにより、達成度を確認している。研修受講を中心とした「自己啓発ノート」を作成して、職員一人ひとりが目標を定め、質の向上に取り組む努力をしているが、受講記録になっているので、職員一人ひとりの目標設定に基づく「自己啓発ノート」の策定を期待するとともに、施設として「期待する職員像」に沿った具体的な取り組みができるような仕組みの構築に期待する。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	18
	□施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○	
	□現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
	□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○	
	□定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○	
	□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○	
【コメント】			
「期待する職員像」を職員倫理綱領や職員行動規範に示し、職員間で共有している。研修委員会を置いて定期的に研修計画の評価や見直しが実施され、職員は様々な法人の内部研修に参加できるようになっているほか、外部研修にも機会があれば参加するよう奨励している。具体的な資格取得やキャリアアップの方針に基づく専門資格を明示する等の取り組みを期待する。			
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	19
	□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○	
	□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○	
	□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	○	
	□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○	
	□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	○	
【コメント】			
子どもたちが「生まれて良かった！」を実感できるようにする取り組みを目指して「生教育」を重点的に実施している。法人全体で計画的、自発的に実施されている研修は、勤務年数や経験等に配慮し、片寄らないように参加している。職員一人ひとりの成熟に応じた研修の機会もさらに提供できることを期待する。			
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	20
	□実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
	□実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。		
	□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。		
	□指導者に対する研修を実施している。		
	□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○	
【コメント】			
県内外からの実習生を広く受け入れており、学校との連携を密にして、学校や実習生の望む実習内容をその専門性にそって適切に実施している。保育士の実習受け入れについては実績が認められたが、社会福祉士等の社会福祉関係の職種の実習の受入れ実績が増えることを期待する。実習生担当職員は定められてはいるが、指導者としての研修を受講することを期待する。			

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	□ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
	□施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
	□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
	□法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	○
	□地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○
【コメント】		
理念や支援内容、事業計画、その他法人全体活動内容について、広報誌やホームページに掲載し、地域や各関係機関等に配布している。苦情や第三者評価の結果を、より分かりやすく公表することを期待する。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c
	□施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
	□施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	○
	□施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
	□外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
【コメント】		
事業計画に経費についての詳細な記述があり、全職員に施設の適切な経営・運営への取り組みが周知されている。法人の規定の中にある組織図により、責任者や分担等が示されており、定期的に外部の会計士による指導チェックを受けている。法人の方針で、将来的には外部監査を実施することとなっている。外部の評価は、客観的な事業到達の指標となるので、中・長期プランに明示するとともに、今後の実施に期待する。		

21

22

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
	□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
	□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
	□施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	○
	□子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
	□学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	○
【コメント】		
方針の中にも地域交流の大切さが示されており、出来る限り地域と関わりを持ち交流を広げる取り組みを行っている。体育館を開放したり、花壇や公園の除草や地域のクリーン作戦には20年以上参加している。小規模施設は自治会に加入し、積極的に挨拶をしたり防犯活動に協力するなど、出来る限りコミュニケーションを図っているが、子ども達が地域で交流できるような取り組みが望まれる。		

23

	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	24
		☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐	
		☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	☐	
		☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している	☐	
		☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐	
		☐ 学校教育への協力を行っている。	☐	
【コメント】				
学校のPTA役員を引き受けている。年度毎にボランティア活動の受入れ方針を明示し、同意書等を整備している。				
(2) 関係機関との連携が確保されている。				
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	25
		☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐	
		☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐	
		☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐	
		☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐	
		☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐	
【コメント】				
児童相談所や学校、図書館、病院など必要な社会資源をリストアップした資料を作成し、施設全体で共有できるようにしている。児童相談所や学校との連絡会に参加したり、里親支援専門相談員として地域の会議に出席したりして必要な社会資源の把握や関係機関との連携を図っている。法人としての関係機関との連絡会の実施がなされているが、障害児者の関係機関が主となっているので、児童養護関係の機関との連絡が密になれるよう期待する。				
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	c	26
		☐ 施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。	☐	
		☐ 施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	☐	
		☐ 施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	☐	
		☐ 災害時の地域における役割等について確認がなされている。	☐	
		☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	☐	
【コメント】				
地域住民との交流を、夏祭り等で積極的に実施している。体育館は毎週月曜日、地域の空手教室に開放しており、障害関係のセミナーや講演会を行い、地域住民の参加を促している。今後においては、地域の専門的資源として計画している児童家庭支援センター等、施設の機能を地域に開放していけるよう期待する。				

②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	□施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	○
	□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	□地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○
	□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○

27

【コメント】

地域のニーズに基づき短期入所の事業化を近隣市町村と共に進めている。子どもについての電話相談などもあり、場合によっては児童相談所を紹介することもある。民生委員や児童委員の視察研修は積極的に受け入れ、理解を求めている。青少年相談員を引き受け、いきなり来る人や電話での相談支援を行っている。生徒相談機関連絡会議やいじめ問題連絡会議にも参加し地域との連携に努めている。法人の特色を活かし、子どもだけでなく障害者関係の情報も広く把握されている。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	□子どもを尊重した養育・支援実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

28

【コメント】

子どもを尊重した養育・支援の実施については、基本理念や基本方針、事業計画に明示し、職員倫理綱領や職員行動規範などに具体的に示し、職員共通理解の下で実施している。子ども一人ひとりの尊重や基本的人権への配慮について、生教育や虐待防止などの研修会・勉強会を実施している。

②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
	□子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	□子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	□子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	○
	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	○
	□子どもや保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	○
	□規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	○

【コメント】

子どものプライバシー保護についての規程・マニュアルが整備され、虐待防止や権利擁護についての研修を毎年開催して、全職員に理解・周知が図られている。虐待においては、発生や疑いへの対応方法が定められ、直ちに諸機関、管轄へ電話通報する旨定められている。不適切な事案が発生した場合、園独自の手順書を作成して対応方法が明確にされており、常にプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援が実施されている。研修を子どもと職員が受講し権利擁護に対する共通の理解を図っている。出入りを分けたり、死角のある建物構造や子どもの状態に応じた環境づくりに取り組んでいる。

29

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
	□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	○
	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
	□施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
	□見学等の希望に対応している。	○
	□子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

【コメント】

基本方針はパンフレットで、その他は「茨城育成園のルール」として、子どもや保護者向けにわかりやすく資料が作成されており、入所が決まった時点で子どもや保護者に丁寧に説明すると共に、見学やショートステイの希望にも対応している。ホームページにも園の行事や生活の様子が紹介されている。中学生以上には入所前に説明している。

30

31	②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	c
		□養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	○
		□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
		□説明にあたっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
		□養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
		□意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

養育・支援の開始にあたっては、ショートステイなどを実施して、子どもや保護者の同意を得ている。措置変更については、市町村の担当者を交えて話し合う等、適正な説明・運用が図られている。子どもの状態に変化が見られた場合は記録を残し、支援内容状況が変更になる場合は、親だけではなく児童相談所に間に入ってもらったこともある。養育支援の開始時は丁寧に説明しているが子どもの最善の利益に基づく家庭との連絡や養育支援に係る過程の説明が十分ではないので、養育・支援の変更過程におけるルールについて文書化するとともに、保護者や子どもの状況に即したわかりやすい説明書の整備が望まれる。

32	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	c
		□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
		□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
		□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
		□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

地域・家庭への移行にあたっては、市町村の子ども課に転校なども含めて必要な事項を伝えている。退所した子どもや保護者に、アフターケア担当の職員が居ることは伝えているが、口頭での説明であり、文書化してはいない。年賀状が来たり、手土産を持って遊びに来たり等、施設を退所後も心のよりどころとして受け入れがなされているので、担当者や窓口を設置し、相談方法等の内容を記載した文書を渡せるような取り組みに期待する。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果	33
①	33	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	
		□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○	
		□子どものへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○	
		□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○	
		□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○	
		□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○	

【コメント】

毎月1回子どもとの面接を実施したり、自治会（子どもたちの会）を開催して、意見や要望を聴いている。意見箱を毎月1回心理担当者が開けて中を確認している。子どもからの意見は、「職員間で検討し、自治会に結果を知らせ、子どもたちの同意が得られなければ再検討をして再度自治会に戻し、合意を得る」仕組みがあり、職員と子どもたちが納得した上で具体的な改善に繋がるような取り組みをしている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
------------------------------	--	--	--

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 ☐ 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 ☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。 ☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。 ☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。 ☐ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。 ☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	b	34
【コメント】 第三者委員も含めて外部の相談機関も掲示して、何時でも苦情の申し出ができることを知らせている。苦情解決マニュアルにより苦情解決の体制が整備されており、マニュアルに従い苦情解決と改善に取り組み、広報誌やホームページで公表している。			
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 ☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ☐ 子どもや保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	b	35
【コメント】 担当職員が月1回面接したり、自治会(子どもたちの会)を月1回開催して、相談や意見を言いやすい環境を整備しており、心理士とも連携して支援している。子どもと顔見知りの第三者委員を明示し「何かあったらこの人に言ってください」と伝え、低学年の子どもが何時でも気軽に申し出ができるように工夫したり、心理室や相談室等話す場所も確保されている。子ども達の親に対しても、分かり易く伝える努力がなされている。			
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 ☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 ☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。 ☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	b	36
【コメント】 子どもからの相談や意見に対して、記録の方法や報告の手順・対応を定めたマニュアルを整備している。意見箱を設置しており、中立的な立場の心理士が開けることとなっている。相談内容によっては施設長や心理担当者が話を聴いたり、泊まりの職員が対面でじっくり話を聴いたりし、相談しやすく意見を述べやすいような雰囲気作りをしており、一人ひとりに合った養育・支援の質を向上させる取り組みをしている。			

(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果	
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b ○ ○ ○ ○ ○ ○	37
【コメント】 夜間、外部からの侵入者に対して防犯カメラを設置するなどの対策を講じている。定期的に(2ヶ月に1回)危険個所の見回りを実施し、法人内に設置している安全対策委員会が分析・評価を行い、全職員に周知している。事故対応マニュアルを備えて、学校とも連携を図り、子どもの安心と安全の確保を図っている。事故の事例はまとめておき、新採研修の時に使用し安心安全の支援のために役立てている。ヒヤリハットでの気づきも大切にしている。			
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	b ○ ○ ○ ○ ○ ○	38
【コメント】 施設の医務係が中心となり、感染症の予防と発生時の対応マニュアルを作成し、職員に周知し、見直しは年1回以上行っている。感染症や安全確保に関する研修を年1回実施し、職員のスキルアップを図るとともに、常に子どもの安全を確保するための取り組みを実施している。子どもの健康管理については毎朝ミーティングで確認し周知を図っている。			
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。 ☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ☐ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	b ○ ○ ○ ○ ○	39
【コメント】 敷地内等広域の災害対策は、法人で生活安全課を設け、安全管理対策を実施している。自然災害の分析や情報の伝達状況の確認などを行っている。備蓄品は隣接する本部が管理しており、小規模施設は隣の家との協力関係を密にして井戸水の支援なども受けられるようにしている。筑西市のハザードマップにより地域の様子を把握しており、情報はメールで入ってくるようになっている。消防計画は担当者をきめて、月1回避難訓練を行い、その他年2回消防署立会の下、総合訓練を実施している。夜間訓練も行い、原発事故にも対応している。			

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果	40
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b	
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐	
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	☐	
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐	
【コメント】			
子どもの年齢に応じた成長・発達を目指して、養育・支援にあたり取り組むべき項目を「日常生活の支援、学習の支援、余暇の支援、社会参加の支援、就職の支援」の5つの項目に分けて標準的な目標（実施方法）として文書化されており、内容はケース会議にて随時確認されている。園での生活については基本ルールや日課、身だしなみ等身に着けるべき事柄を丁寧に定めた「園のルール」を作成し、養育・支援の指標としている。職員は年3回自己評価を行い、実施方法について振り返っている。			
			41
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	☐	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐	
【コメント】			
標準的な実施方法の見直しを定期的に行っている。見直しにあたっては、子どもの意見や提案が反映されるような取り組みを期待する。			
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			42
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	c	
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐	
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐	
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	☐	
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐	
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐	
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐	
【コメント】			
子どもの状況を正確に把握し、子どもの意見も取り上げながら目標を立て、心理士や時には法人からの意見も取り入れ、計画が作成され実施されている。アセスメントの手法を確立し、子ども一人ひとりの具体的なニーズの把握方法を明確にし、解決に向けた取り組みや得意なことをより一層伸ばして行く等の自立支援計画の作成に期待する。			

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b	43
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐	

【コメント】

4月初めに自立支援計画を作成し、定例会において子ども一人ひとりの目標を発表する。9月に評価実施後、10月に新しい目標を設定、3月に評価するサイクルで作成・評価・見直しを行っている。自立支援計画のケース会議は毎月実施して、状況に応じて緊急に変更する場合もある。

(3)	養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b	44
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐	
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐	
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐	
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐	

【コメント】

施設内における情報の流れは職員から主任、統括主任、施設長へと統一された仕組みがある。子どもに関する養育・支援の実施状況の記録は、施設の統一様式に記録されており、パスワードにより施設内だけでなく法人内で情報の共有ができる。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	45
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐	
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐	
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐	

【コメント】

パソコンのネットワークシステムを利用して、子どもの養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有されている。子どもに関する記録書類は、文書管理責任者が設置され一定の場所に保管されている。個人情報保護規程を整備し、研修を通して周知されている。規定内容の詳細化など、より一層の充実を期待する。

内容評価基準（41項目） A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果	
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b	A1
	□養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているかを、振り返り検証する機会が設けられている。	○	
	□子どもの養育や成長にとって何が最善なのかを、職員間において常に話し合える環境にある。	○	
	□職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。	○	
	□受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	○	
【コメント】			
養育・支援の内容として、子どもにとって何が一番良い方法なのかを一人ひとりについて考え、ケース会議で丁寧に話し合い、振り返りを実施している。職員がスーパービジョンを受けられる環境を整えている。処遇会議や定例会議で、日々の養育・支援の内容の検討が行われている。			
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a	A2
	□子どもの発達段階等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○	
	□事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○	
	□伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○	
	□事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○	
【コメント】			
子どもがその生い立ちを知ることは、その子の権利であるが慎重な対応が求められる。そのことを理解した対応がなされている。子どもから知りたいと言った申し出があった場合、その気持ちを尊重し知りたいことを丁寧に伝えるよう努めている。事実を知らせた後は、子どもの様子を把握し、全職員が共有すると共に学校とも情報を共有しながら見守り・フォローしている。			
(2) 権利についての説明			
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a	A3
	□定期的に全体場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。	○	
	□権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、施設生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	○	
	□年齢に配慮した説明を工夫している。（例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会）	○	
	□定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	○	
【コメント】			
権利ノートを用いて、発達段階に応じた対応をしている。職員や子ども、地域（学校、民生委員）は、CAP研修を受け、中高生は、司法書士を講師としたネット被害防止や性教育の勉強会を受講している。チェックリストは年2回、自己点検は年1回実施している。			

(3) 他者の尊重	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 100 502 134">①</td> <td data-bbox="502 100 1268 224"> A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 </td> <td data-bbox="1268 100 1362 224">b</td> <td data-bbox="1362 100 1441 224">A4</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 224 1268 280"> ☐ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。 </td> <td data-bbox="1268 224 1362 280">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 280 1268 347"> ☐ 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。 </td> <td data-bbox="1268 280 1362 347">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 347 1268 414"> ☐ 日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。 </td> <td data-bbox="1268 347 1362 414">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 414 1268 468"> ☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。 </td> <td data-bbox="1268 414 1362 468">○</td> <td></td> </tr> </table>	①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b	A4		☐ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。	○			☐ 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	○			☐ 日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	○			☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。	○									
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b	A4																										
	☐ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。	○																											
	☐ 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた場合、相手の人格を尊重しながら、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援をしている。	○																											
	☐ 日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。	○																											
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。	○																											
【コメント】																													
対応マニュアルを定め、普段より子どもとのコミュニケーションを心掛けている。子どもそれぞれに個人差があることに配慮した対応をしており、子ども全員には「これだけはだめ」をわかりやすく話している。日常生活の中で、基本的な生活習慣や地域の行事、買い物や外出等様々な体験を通して思いやりや感謝の気持ちが持てるように支援している。問題が生じた時は簡潔に話をしたり、あまり干渉しすぎないように気をつけ、出来るだけ自分で解決できるように見守っている。																													
(4) 被措置児童等虐待対応	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 663 502 694">①</td> <td data-bbox="502 663 1268 761"> A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 </td> <td data-bbox="1268 663 1362 761">a</td> <td data-bbox="1362 663 1441 761">A5</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 761 1268 828"> ☐ 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。 </td> <td data-bbox="1268 761 1362 828">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 828 1268 896"> ☐ 被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。 </td> <td data-bbox="1268 828 1362 896">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 896 1268 994"> ☐ 被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。 </td> <td data-bbox="1268 896 1362 994">○</td> <td></td> </tr> </table>	①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a	A5		☐ 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。	○			☐ 被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	○			☐ 被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	○													
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a	A5																										
	☐ 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記しており、規程に基づいて厳正に処分などを行う仕組みが行われている。	○																											
	☐ 被措置児童等虐待防止ガイドラインに示されているような具体的な例を示して、日常的な会議や研修会等で体罰等を禁止している。	○																											
	☐ 被措置児童等への虐待行為や不適切対応があった場合、主管行政窓口や児童相談所等に報告するとともに第三者委員等も入れて適切な調査をし、対処することが出来ている。	○																											
【コメント】																													
全国児童養護施設協議会のチェックリストで常に状況を調査し、結果を報告している。法人の職員倫理綱領や職員行動規範に明記して全職員が厳守している。体罰根絶研修の受講や園長からの訓示などを通して、体罰等がない養育・支援を徹底している。苦情解決に基づく第三者委員が年3～4回訪問して、内部調査の実施をしている。																													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 1178 502 1209">②</td> <td data-bbox="502 1178 1268 1276"> A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 </td> <td data-bbox="1268 1178 1362 1276">a</td> <td data-bbox="1362 1178 1441 1276">A6</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1276 1268 1366"> ☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。 </td> <td data-bbox="1268 1276 1362 1366">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1366 1268 1444"> ☐ 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。 </td> <td data-bbox="1268 1366 1362 1444">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1444 1268 1534"> ☐ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。 </td> <td data-bbox="1268 1444 1362 1534">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1534 1268 1601"> ☐ 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。 </td> <td data-bbox="1268 1534 1362 1601">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1601 1268 1668"> ☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。 </td> <td data-bbox="1268 1601 1362 1668">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="502 1668 1268 1722"> ☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。 </td> <td data-bbox="1268 1668 1362 1722">○</td> <td></td> </tr> </table>	②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	A6		☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。	○			☐ 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。	○			☐ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	○			☐ 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	○			☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	○			☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。	○	
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a	A6																										
	☐ 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。	○																											
	☐ 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。	○																											
	☐ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。	○																											
	☐ 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	○																											
	☐ 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。	○																											
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。	○																											
【コメント】																													
子どもと職員がCAPでの研修や外部講師を招いての研修を年3回実施して、不適切な関わりについて学び、それぞれが自覚して防止に取り組んでいる。職員の行動規範の中に、子どもへの不適切な関わりについて細かく明記されている。また施設長からも未然に防ぐための訓示がある。																													

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 □被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備され、かつ日常的に活用できるようにしている。 □被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。 □被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。 □被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	b	A7
	○	
	○	
	○	
	○	
【コメント】 第三者委員の存在を子どもが目にし易い場所に掲示し、職員以外に相談できることを伝えている。施設長が子どもと面接して本音を聴く機会を設けたり、意見箱を設置したりして通告しやすい環境を整えている。意見箱は心理担当者が開け、届出・通報についての担当窓口を主任に定め、迅速に対応できるようにするなど、虐待対応マニュアルを整備し、その徹底を図っている。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 □子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。 □施設において子どもの思想や信教の自由を保障しようと努めているが十分ではない。 □保護者等の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。	a	A8
	○	
	○	
【コメント】 子どもや保護者の思想や信教の自由は保証しており、特定の宗教を強いることや宗教的な儀礼も行っていない。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。 □入所した時、温かく迎える準備をしているなど様々な工夫を凝らし、受け入れについて施設全体で行っている。 □被虐待体験だけでなく、子どもの分離体験に関して施設側が理解し、配慮している。 □分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。 □入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めており、定期的に見直しを行い、実践している。	b	A9
	○	
	○	
	○	
【コメント】 入所2～3日前に子どもたちに知らせたり、寝具や茶わん等を揃え、温かく迎えらるよう準備している。「茨城育成園のルール」を基に子どもと保護者への対応を行い、入所時は心理担当者や家庭支援専門相談員、担当職員が迎え入れ、気持ちに寄り添い不安な気持ちを受け止めるように配慮している。1ヶ月は外部との連絡を禁止し、施設に慣れる期間としている。		
② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。 □生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。 □生活日課や生活プログラムは子どもとの話し合いを通じて策定している。 □子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	b	A10
	○	
	○	
	○	
【コメント】 自治会（子どもたちの会）や意見箱から子どもの意見を吸い上げ、問題や課題について子ども達が検討・改善していくように支援し、生活改善に向けて取り組んでいる。生活日課などは子どもと話し合いながら決めている。		

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b	A11
	☐ 一人ひとりの子どもの趣味や興味、生活文化にあった生活になるように子どもの意見を反映させ、適宜変更している。	☐	
	☐ 図書、雑誌、新聞等、またテレビ、ビデオ、オーディオ等が、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できる。また、ゲームの適切な使用の配慮がされている。	☐	
	☐ 子どもが主体的に生活に関わることができるよう工夫がされている。	☐	
	☐ 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。	☐	
	☐ 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。	☐	
	☐ 子どもが地域の活動等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。	☐	
【コメント】			
子どもの要求を取り入れるよう配慮をしているが、出来ることと出来ないことの枠はきちんと徹底している。日々の暮らしや余暇の過ごし方も含めて子どもたちの意向は自治会などを通して伝えられ、習い事など主体性をもった過ごし方ができるようにしている。スポーツ少年団への参加は難しいが、地域のどんど焼きやサッカー教室等には参加できるようにしている。行事等の参加について、子どもたちが自発的に参加出来るよう仕組み作りすることを期待する。			
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a	A12
	☐ 小遣い帳や通帳を使って、限られたお金を計画的に使用する、金銭の自己管理ができるよう支援している。	☐	
	☐ 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど物の値段の相場や、金銭感覚が身につくよう支援している。	☐	
	☐ 自立を控えた子どもなど、必要な子どもに対し、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。	☐	
	☐ 児童手当等について、子どもの目的にあわせ適切に使用または貯蓄をしている。	☐	
【コメント】			
基本的に、小遣いは本人管理、通帳は施設管理としている。退所が近づくと、年間を通じてプログラムを策定し、自己管理が出来るよう支援していく。施設内の自活訓練室(親子訓練室)を利用し、独立生活を1週間ほど体験させている。日用品費や被服費などは個人通帳に振り込み、自由に必要な買い物ができるようにしている。年齢に応じて小遣いを渡し、それぞれに小遣帳に記録し、高校生以下の子どもは必要に応じて職員と一緒に買い物に行く。			
(8) 継続性とアフターケア			
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b	A13
	☐ 家庭復帰にあたって復帰後の生活を検討している。	☐	
	☐ 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援方法など関係機関との役割を明確にしている。	☐	
	☐ 家庭復帰相談を受けることを本人、保護者等に伝えている。	☐	
	☐ 家庭復帰後の子どもや保護者等の状況の把握に努め記録を整備している。	☐	
【コメント】			
アフターケアの記録を残している。家庭復帰にあたり、親子訓練室を活用して家庭復帰に備えている。入所時に家庭復帰の意向を確認し、家庭復帰が第一の子には、できるだけ子どもの思いを尊重し、家庭支援相談員を中心に家庭復帰後安定した生活が送れるように支援している。家庭復帰後の状況把握は電話のみになっている。訪問等も含めた丁寧は状況把握と適切な支援を期待する。			

②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b	A14
	☐ 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもなどについて措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。	○	
	☐ 措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。	○	
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	○	
【コメント】			
児童相談所の方針で措置継続がされていない。高校中退者には、通学から通信への変更等を勧めることもある。措置延長については難しいが、子どもの状況やニーズに合わせて自立援助ホームへ繋ぐ等取り組んでいる。			

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b	A15
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○	
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○	
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○	
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○	
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○	
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○	
【コメント】			
就職先の会社や進学先の学校等から連絡を受け、ケース内容で対応にあたるなど、リービングケアはそれぞれの子どもに行っている。退所者を対象としての特別の交流は実施していないが、施設の行事などに参加しているほか、年賀状が届いたり、手土産を持って遊びに来たりしてる。退所時の担当職員への電話相談などがある。退所者が集まり、入所している子どもや職員と交流できる機会作りや、窓口を設置しいつでも相談できる体制を整えることを期待する。			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果		
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b	A16
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○	
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○	
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○	
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○	
	☐ 子ども達に職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○	
【コメント】			
まずは、本人の思いを受け止め、一人ひとりをよく見ることを大切に、お互い感情的になった時は、職員は言葉遣いに十分注意をしながら、子どもの気持ちを受け止めるようにしている。心のケアについては、専門の心理士と共に子どもの痛みや置かれた状況の理解に努めている。利用者アンケートでは職員への信頼が十分に感じられる。			

②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a	A17
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を把握している。	☐	
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐	
	☐ 高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐	
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐	
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐	
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐	

【コメント】

小舎制で年齢別の生活となっており、子どもの発達に即した支援が提供できている。幼児は職員と一緒に就寝するようにしたり、約束をしたことは必ず実行している。一人ひとりの子どもとしっかり向き合い、触れ合う時間を大切に、基本的欲求の充足が出来るように支援している。

③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a	A18
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐	
	☐ 職員は必要以上の指示や制止をしていない。	☐	
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐	
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐	
	☐ 朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	☐	

【コメント】

注意を必要とする場面などは職員が共有しており、主体的解決に向けてのフォローは必要に応じて行うこととしている。職員は常に五感を働かせ、子どもを見守っている。忙しいときでも必ず後で時間を見つけて声をかけるなど、職員が十分に子どもを把握し援助支援している。

④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b	A19
	☐ 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。	☐	
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。必要性があれば可能な限りニーズに応えている。	☐	
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐	
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。	☐	
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐	
	☐ 幼稚園に就園させている。	☐	
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(ボランティア等)が十分に活用されている。	☐	

【コメント】

小舎制により近い年齢集団となり、発達に応じた対応が可能となった。子どもの発達段階に応じて個々にプログラムがあり、未就学児は幼稚園に通っている。遊びのボランティアも活用している。必要な図書や玩具が揃えられており、雨の日等は室内でも遊べるようゲームなども用意されている。幼稚園入園前の子どもには、生活空間とは別に遊ぶ部屋が確保されている。広い運動場や体育館もあり、サッカー教室を月1回開催し、友達との交流を図っている。受験生の為の学習塾利用はあるが、低学年の子どものための学習ボランティア等、学習支援の充実に期待したい。

⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b	A20
	□職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気です秩序ある生活が営まれている。	☐	
	□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。	☐	
	□施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。	☐	
	□見やすくわかりやすい掲示物など、子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐	
	□地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。	☐	

【コメント】

高校生には、社会性を養うためにアルバイトを奨励している。幼稚園入園前の幼児の生活の場として、プレイルームを活用して生活の規律を図っている。家庭的な雰囲気を大切にし、園生活での基本ルールは最小限にしている。基本的生活習慣が確立できるよう、日頃から職員の言葉かけや仕草から学んだり、掲示物で教えたり様々な方法で支援している。

(2) 食生活

①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a	A21
	□食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。	☐	
	□無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐	
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。	☐	
	□食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐	
	□陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。	☐	
	□クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐	
	□施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設けている。	☐	

【コメント】

小規模施設では特別にメニューは作らず、その都度買い物をして食事の準備をしており、栄養士が定期的に栄養チェックをして、偏りのない食事ができるように工夫をしている。ユニット化、小規模ならではの利点を活かし、家庭的な雰囲気を大切に、楽しく美味しく食事ができるように工夫されている。温かいものは温かく冷たいものは冷たくをモットーに食卓に出せるように配慮している。リービングケアの一環として、一緒に買物や調理をして、食の大切さを教えている。誕生日にはリクエストができた時、時には外食やデリバリーサービスなども取り入れた多彩な食事を楽しんでいる。

②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a	A22
	☐ 配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。	☐	
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐	
	☐ 子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。	☐	
	☐ 少数の子どもを対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。	☐	

【コメント】

体調不良や病児食など多彩なメニューがあり、それぞれの健康状態に配慮した食事ができるようにしている。年2回嗜好調査を行い、誕生会は自分の好きなメニュー、行事食にも子どもの希望を取り入れたり、日常の会話の中から子どもの好みを引き出し、献立に反映している。栄養士が献立、残食、アレルギーなど施設全体を把握している。各ユニットで調理をするので、職員と密に連携を取りながら支援している。

③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b	A23
	☐ 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。	☐	
	☐ 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。	☐	
	☐ 食品分類やおやつ の 摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。	☐	
	☐ 偏食の指導を適切に行っている。	☐	
	☐ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。	☐	
	☐ 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。	☐	
	☐ 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。	☐	
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。	☐	
	☐ テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。	☐	

【コメント】

栄養士からのお便りを発行し、食育に関することや、食事マナーに関することなどを掲載している。年齢に応じて箸の持ち方などの指導をしている。給食検討委員会を月1回開催し、食生活、食習慣等について検討しながら食育を推進している。栄養士が子どもの意向も取り入れながら献立を作成し、各ユニットの状況の把握に努めている。又、クリスマスには子どもたちが思い思いのケーキづくりを楽しむなど行事食にも配慮している。小規模ではチラシを見て食材の買い物をするなど日常生活に密着した生活が出来るように支援している。食育の取り組みとして、野菜の栽培や収穫、収穫した野菜の調理、外食を通じてテーブルマナー等の取り組みを取り入れることを期待する。また、食事の衛生管理に十分配慮することを期待する。

(3) 衣生活

①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

A24

【コメント】

遠方への買い物には職員が付き添うこともあるが、年齢に合わせて被服費の予算が決められており、中高生は予算の範囲内で自分の好きなものを好きな時に自由に買うことができる。洗濯は中学生以上は自分で行い、幼児・小学生は職員が洗濯し、補修等は気が付いた職員が随時行っている。衣替え時には職員と一緒に整理するようにしている。

(4) 住生活

①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
	☐ 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。	☐
	☐ 室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。	☐
	☐ 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達段階や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

A25

【コメント】

建て替えたばかりのため施設全体がきれいに整備されている。木造建築であたたかみのある、家庭に近い造りの建物である。トイレや浴室などもできるだけ家庭に近づけ、室内も家庭的な雰囲気で過ごしやすい空間となっている。清掃については、共有部分は職員。居室は子ども達自身で行っている。各ユニット毎にそれぞれ整理・整頓を実行している。

②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ リビングや居室は子どもが安心していられる場所になるような配慮がされている。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。	☐

A26

【コメント】

個室が中心の小舎制の建物となっており、部屋の入口をずらす等、一人ひとりのプライバシーにも配慮した造りとなっている。それぞれの棟に中高生と幼少の子どもがそれぞれのエリアで生活をするなど、発達に合わせた環境となっている。未就学児の居室は2階からでも見えるようにして、常に安全が確保できるようにしている。小規模施設では家庭復帰の困難な子どもに、可能な限り家庭的な雰囲気を味わってもらえるような取り組みをしている。一人ひとりの居場所が確保され、指導員が食事の準備をしているそばのテーブルで宿題をやったり、おしゃべりをしたり等、安心安全が感じられるように支援している。部屋の管理は子どもにまかせており、それぞれの個性が現れている。

(5) 健康と安全

①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
	☐ 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄、生理等の状況を職員がきちんと把握している。	○
	☐ 手洗いやうがいの習慣が身に付くよう支援している。年少児については排泄後の始末や入浴の介助をしている。	○
	☐ 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り、耳そうじ等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。また必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなどの配慮がされている。	○
	☐ 定期的に理美容をしている。	○
	☐ 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、衛生管理ができるよう支援している。また夜尿のある子どもについては、子どもの自尊心に配慮しながら支援している。	○
	☐ 施設内外における危険箇所等を把握し、子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。	○
	☐ 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。	○

A27

【コメント】

発達段階に応じて身体の清潔や健康の自己管理ができるように指導している。シャンプーや歯ブラシ等の日用品は個人の好みを尊重し予算の範囲内で自由に購入出来る。職員に医務係を置き、健康面にはマニュアルを整備し対応している。日々子どもたちの言動や表情で健康状態などを把握している。定期的に理美容を利用している。寝具の日光消毒は定期的に行い、夜尿の場合には乾燥機を用いて常に清潔を保つようにしている。交通ルールの徹底にも力を入れ、施設長の訓示を学期はじめに実施、定期的に自転車の整備も実施し、登校時は職員が見回る等事故防止に努めている。

②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	○
	☐ あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。	○
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	○

A28

【コメント】

嘱託医、近隣の医院と連携をとりながら子どもの健康管理を支援している。発達障害が認められる子どもも利用しているが、職員はその理解に努め、また専門医による診療、投薬を受けている。服薬管理には担当職員を置き適切な管理を実施している。緊急の場合にも救急指定医を確保し、受診できるようになっている。

(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 ☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。 ☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。 ☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達段階に応じたカリキュラムを用意し、支援している。 ☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。	b A29
【コメント】 職員は、日ごろの会話の中から子ども達の性に関する興味等の状況を判断し、適宜対応をしている。その人らしさを尊重し相手を思いやる心を育てることを基本としている。外部の講師を招いてCAPの研修を子どもたちと一緒に受講し、性（生）についての正しい知識を得る機会としている。		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 ☐ 子どもが小さい頃から、自他の境界線がわかるような支援方法を心がけている。 ☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。 ☐ 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。 ☐ 紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。 ☐ 個人所有の物は、でき得る限り子どもの好みを尊重している。 ☐ まだ字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。記名やマークは、でき得る限り子どもからの許可を得、子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。	a A30
【コメント】 物の貸し借りは厳禁となっており、他者の部屋に入ることも禁止している。身につけるものや日常使用するものは、個人の好みを尊重し、個人所有にしている。名前を書く場合は、イニシャルやタグ等の見えない場所に記入するなどの配慮をしている。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。 ☐ 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。 ☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができ、子どもの生い立ちの整理につながっている。 ☐ 可能な子どもとは共に、成長の記録（アルバム等）を整理している。 ☐ アルバム等は年齢や状況に応じて個人が保管し、子どもがいつでも見ることができる。 ☐ 子どもが施設を退所する時に、成長記録（アルバム等）が手渡されている。	b A31
【コメント】 担当職員を定めて児童と一緒にアルバムに残す写真を選び、一人ひとりのアルバムを作成して、退所時にはそれぞれに成長記録として手渡しされている。		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	☐ 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもを安全を図る配慮がなされている。	☐
	☐ 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の影響を施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	☐ 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	☐ くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

A32

【コメント】

施設長の指示で担当職員が子ども達へ月1回の面接を実施している。暴力や不適切な対応がないかは、最優先で確認することとなっている。毎日子ども達が安心して安定した生活が送れるように、子ども一人ひとりの行動をしっかり把握し、大切にされているという実感が持てるように支援している、子どもの不適切な行動は職員間で共通理解をし、問題が起きた時には、全職員で対応している。

②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	☐ 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、子どもへ説明をしている。	☐
	☐ 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。	☐
	☐ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	☐
	☐ 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	☐
	☐ 大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	☐

A33

【コメント】

CAPの研修受講などで暴力や不適応行動などが起きないような環境づくりに努めるとともに、毎月実施される職員との面接で「いやなことはないか?」「いじめられていないか?」等の質問をして行動上の問題がないか把握している。全体で話す場合には小さい子どもに合わせて、分かりやすい言葉で話すようにしている。

③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
	☐ 強引な引取りのための対応について職員に周知徹底している。	☐
	☐ 引取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。	☐
	☐ 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。	☐
	☐ 強引な引取りが考えられる場合、他の子どもへの安全についても配慮がされている。	☐

A34

【コメント】

小舎制の建物内では、出入りの際施錠をすることとなっており、保護者等であっても勝手な出入りは出来ない造りとなっている。夜中など不適切な時間に面会を申し込んでくる場合には、丁寧にお断りをしている。子どもの安全に不安を感じた場合には学校と連携を図り、玄関ドアを早めに閉める等職員が協力して安全確保に取り組んでいる。児童相談所とは家庭支援専門相談員を中心に連携を取りながら、強引な引取りがないよう、子どもの安全確保について職員に周知している。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理的支援を行うことができる有資格者を配置し、心理療法室を設置している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

A35

【コメント】

経験豊かな心理士を正職員として採用しており、専用の心理療法室を整備し、心理療法中はプライバシーが守られる空間となっている。心理療法の状況については、3ヶ月ごとにケースとして印刷し担当へ渡している。心理士は、自立支援計画の策定にも参加し、また専門家としての助言も行っている。地域小規模利用者については試験的に担当職員と一人30分の話し合いの時間を設けている。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害を持つ子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

A36

【コメント】

学習能力の低い子は、学校と連携を取りながら宿題の調整をしたり、中高生は塾に通わせるなど個人の学習能力に応じた支援を行っている。また、心の落ち着きの為に書道を取り入れている。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 早い時期から進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて努力をしている。	☐

A37

【コメント】

最善の利益を目的に、進路等については出来る限り本人の意思を尊重している。学校、職場、ハローワークなどからの様々な情報を提供し、選択できるようにしている。受験に失敗した場合には二次募集校を探す等、担当職員を中心に全職員で取り組んでいる。大学進学にあたっては奨学金や援助金の申請なども行っており、卒園後も大学と連絡が取れるようになっている。

	③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 □実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。 ○ □実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。 ○ □実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。 □職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。 □アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。 ○	c	A38
【コメント】			
携帯電話については、アルバイトが出来る条件で高校1年入学時に所有が可能となっている。高校生の場合には学校の成績に応じてアルバイトを推奨しており、アルバイトを通して社会経験が積めるようにしている。法人内で実習や体験を行うこともあるが、積極的に実習先や体験先は開拓していない。			
(11) 施設と家族との信頼関係づくり			
	① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 □施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。 □家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。 ○ □面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。 ○ □外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。 ○ □子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。 ○	c	A39
【コメント】			
学校行事や園の行事などに家族の参加を呼びかけ、保護者の参加を得ている。外泊により精神的にダメージを受ける事が予想されたり、帰宅できない子どもには、初詣や映画鑑賞、買い物に行くなど、思い出を作るようにしている。家庭支援専門相談員を中心に家族関係の調整相談に取り組んでいる。親への支援は、今後の課題となっており、親との関係づくりは担当が基本的実施しているが、特殊な支援が必要な場合は、家庭支援専門相談員がサポートにあたっている。			
(12) 親子関係の再構築支援			
	① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 □家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。 ○ □面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。 □児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。 ○	c	A40
【コメント】			
外泊や外出の機会を活用して情報を収集し、職員間で共有しながら、親子関係の再構築に取り組んでいる。ペアレントルームを利用して親子関係の再構築を支援する取り組みも行っている。家族の変化があった時には家族から本人に伝えてもらい、家庭訪問は家庭支援専門相談員と子どもの様子がよく分かる担当職員が行う。家庭支援専門相談員は児童相談所や行政と密接に連携を取り支援している。施設長からのスーパーバイズや家庭支援専門相談員が担当として担っているが、家庭への支援は今後の課題となっている。親との関わりを深め親子関係の再構築に向けたより一層の支援を期待する。			

(13) スーパービジョン体制

①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
	☐ スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。	☐
	☐ 職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。	☐
	☐ スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。	☐
	☐ スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。	☐
	☐ 国が定める基幹的職員を設置している。	☐

A41

【コメント】

施設長がスーパーバイザーを努め、いつでも相談できるような体制、雰囲気作りに取り組んでおり、相談しやすい環境となっている。ユニット化により職員の意思の疎通に気をつけている。